

## 第十三章 市場経済の発達

### 第一節 出石豊岡江原宵田の市場

#### 出石豊岡城下町の形成

「こうの市ば」が室町末期に存在していたことは確実であるとされている。しかしながら、近世に入ると、「国府の市場」は諸商人の物売の市場としての機能は果さなくなつたようにみえる。延宝二年（一六七四）に出石藩札が発行されるようになって以後、「手辺」＝「府中新」の札場として、かつて小出吉政の随身で龍野から出石へ移封の際但馬へ来住した、龍野屋与三兵衛（三木氏の祖）が出石藩より札場に任命せられている。しかしそれは札場であつて、市場ではない。

近世における市場は、まづ第一に、城下町に於て發展する。慶長九年（一六〇四）に出石城が有子山頂の有子城に代つて平城として築城されたと伝えられるが、この出石城は但馬唯一の大規模な近世の城で、五万八千余石の威容を誇り、城下の町筋は碁盤目状によく整い、材木、魚屋、八木（米に通ずる）、本町、鑄物師、宵田、浦町（裏町）、田結庄などの町人町が設けられ、この町人町を取り囲む状態に士族町が配され、

その他に士商雜居で新町、宗鏡寺、川原、小御料庄、博労、七軒、小人の各町があつたという。これらの町名を見ると、その中にはそこで営なまれた商業の内容を示すものが少くない。

また、出石と並んで、豊岡も城下町として発展した。豊岡に城下町が形成された時期は、羽柴秀吉の天正八年（一五八〇）の但馬征伐に従つた宮部善祥房がこの地に封ぜられてから、約二年経つた天正十年（一五八二）の頃までの間であるとされている。豊岡城は元和元年（一六一五）の一国一城の制により破壊されたものと思われるが、豊岡の城下町は五町より成り、承応三年（一六五四）の記録によれば、宵田町（五三軒）、中町（六二軒）、下町（八一軒）、小田井（六五軒）、小尾崎（五一軒）合計三百十二軒の町人が居り、賑やかな町並みが続いていたという。

#### 城下町を補う在郷の市場

このように、出石、豊岡が城下町として発展するようになつたので、氣多郡の人々は、主たる商品売買を、この城下町に求めることがとなつた。そして、それと共に、これを補う形で、宵田村と江原村に定期的に開かれる定期市を利用することとなつたのである。以下に村明細帳から、これを裏付ける記録を拾つてまとめてかかげておく。

松岡村「一、当村ニ而、何市も立不申候。諸事売買之儀、出石豊岡ニ而仕候。出石江二里半。豊岡江二里。」（宝永三年、一七〇六）

比垣村（頃垣村）「一、宵田村、江原村、豊岡江罷出、売買仕候。宵田村、江原村江二里。豊岡江四里。」（宝永三年、一七〇六）

柄本村「一、売買物、出石、豊岡、宵田、江原へ参、調申候。出石へ五里半。豊岡四里半。宵田、江原へ二里半。」（宝永三年、一七〇六）

榎村（椒村）「一、市場、諸事先買仕候節ハ、甲斐守様（京極）御領、豊岡町へ三里余御座候。此所ニ参り、諸色相調申候。」（宝永三年、一七〇六）

浅倉村「一、当村之儀、何市も無御座候。但し、当村之義、宵田村へ罷出、買賣仕候。宵田村へ八丁余。」（宝永三年、一七〇六）

村人たちは平常は自給自足の生活を営み、ほとんど買物することはなく、年間に数えるほどだけ、これらの町へ買物に出たのであつた。

特権を与えた江原村 江原村の市場に関する資料としては、どのようなものが残っているだろうか。

最も古いものとしては、文禄四年（一五九五）に出石城主前野但馬守長泰が与えた、江原村新町に対する諸役免除の令状がある。

「 以上

氣多郡之内、江原村新町、諸役令<sub>二</sub>免除<sub>一</sub>。就、若理不尽族、申懸者於<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>之者、召捕可<sub>レ</sub>擧<sub>レ</sub>之候。但知行在鄉之百姓等、越<sub>□</sub>一切不可<sub>レ</sub>在也

文四、正月廿七日 長 花押

小西孫左衛門どのへ

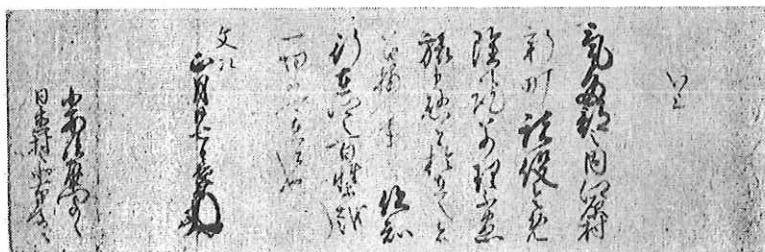


写真155 文禄4年 前野但馬守長泰判物（田口清郎文書）

日置村之北右衛門どのへ」

〔江原、田口清郎文書〕

更に、慶長四年（一五九九）に出石城主小出播磨守吉政が与えた、江原町分の請米を七十石と定める令状がある。

「江原町分之儀、為請米一七拾石ニ相定上、未進等無レ之様、可ニ納所者也。

慶長四 八月十三日 吉政 花押

小西孫左衛門」

〔江原、田口清郎文書〕

以後、幕末に至るまで、江原村は、村高七十石と定まり、領主の交替ある毎に、御判物を頂戴し、その旨の確認を受け続けた。

「江原村古記由来書」（田口文書）によると、江原新町は、往古は「恵の原」といい、岩石が多い荒地で、（神鍋溶岩塊で俗に石熊といふ）、田地も少なく、大きな石熊の間に畑があるが、植物はないといった状態で、紅花が名物だつた。家数は七軒ほどで追々開拓し、新町と名付け、くだもの、干肴、八百屋物などを売買し、やがて三十軒ほどになり、羽柴美濃守が但馬国司となつた際、年貢を上納し、天正六年（一五七八）には宵田村が町場を願出、更に天正十三年（一五八五）に、江原村の東西南北の境を限る願が聞き届けられ町場となつ

た。そして前野但馬守長泰の時に、荒場の新田開発が許可されその新田開発事業が完成したところで、さきにかかけた文禄四年（一五九五）の御判物を頂戴し、これ以来御判物がはじまつたという。

かくして江原新町は、出石領主から保護された特権区域として、幕末に至るまで、一貫して出石藩の所領であった。

また、江原村は円山川に沿っており、水運の要衝にも当っていた。西の下谷の出石藩領の村々の年貢米は江原に集まり、ここから舟で円山川を下ってから出石川をさかのぼり出石の米蔵へ搬入されて行った。

「御年貢米、大豆の義、江原川迄二里半の場持出し、江原より船にて出石御蔵へ上申候。此船道四里程。」

（柄本村、宝永三年、一七〇六、明細帳）

「一、西の下谷<sup>ヒザカ</sup>、長四間、横三間、庄屋三郎兵衛屋敷内」（江原村、明和八年、一七七一、出石封内明細帳の内）

**宵田村の定期市**　宵田村に対しても、江原村と並んで、出石城主はこれに諸役免除の特権を与えた。江原の場合も免状の中で「江原新町」とか「江原町分」とか、町の名称が使用されている

が、宵田の場合も免状の中で「宵田町」とか「当町」とか、町の名称が使用されている。

次に藩主の交替の際に発行された免状を二通紹介しておく。全く同文の免状である。

免状　元文四年

定　　氣多郡宵田町



写真156 元文4年 肖田町諸役免除の定(熊田猛文書)

一、当町、如<sup>ニ</sup>先々<sup>ニ</sup>、たるべき事。

一、諸役免除之事。

右之条々、如<sup>ニ</sup>先例<sup>ニ</sup>、申付候。違背之輩あらば、可レ為<sup>ニ</sup>曲事<sup>ニ</sup>者也。

元文四（一七三九）巳未年九月十五日

政辰

花押（仙石氏）

〔肖田、熊田猛文書〕

免状 天明元年

氣多郡肖田町

一、当町、如<sup>ニ</sup>先々<sup>ニ</sup>、たるべき事。

一、諸役免除之事。

一、押壳、押買すべからざる事。

右之条々、如<sup>ニ</sup>先例<sup>ニ</sup>、申付候。違背之輩あらば、可レ為<sup>ニ</sup>曲事<sup>ニ</sup>者也。

天明元（一七八一）辛丑九月十五日

久行 花押（仙石氏）

〔肖田、熊田猛文書〕

宵田村の市場は、江戸時代初期より年に四度定期市が開かれていた。  
幕末の資料では次のものがある。

「一、当村ニ、諸商、物売仕候市場ニ而、年内、七月五日、十日、十二月廿日、廿五日、四度市場仮屋仕候。」（弘化三年、一八四六、宵田村明細帳）

#### 宵田市場の運営規程

次に、宵田村の市場に関する、宝永七年（一七一〇）の規定口上書と、天保五年（一八三四）の口上書の資料があるので全文をのせておく。宵田村の市場は、市場の境を二つに割り、上の市、中の市、下の市と、当番を割当てて棚を出していたこと、宵田村の市場は、「下職諸人が寄り集るのに勝手のよい市」であったこと、割当の統制を破る者を取締る必要がしばしば生じたことなど、宵田市場の運営の実態を解明する基本資料として、非常に興味深いものである。

#### 宝永七年、宵田市場の運営規定 「乍レ恐、追而奉レ願口上書之御事

氣多郡宵田村、上市場之者共ニ而御座候

一、先達而、口上書ヲ以、奉ニ願上候通、宵田市場之義ハ、往古ヨリ年ニ四度、市立申候。則、市場堺モ二つに割、七月五日ハ中市の番にて、東ハ庄屋太兵衛殿より彦九郎迄、西ハ忠右衛門より道場迄、七月十日ハ上の市番にて、東ハ蓮生寺門前より其宅迄、西ハ長兵衛より善右衛門迄、極月廿五日ハ上の市番ニ而、東ハ蓮生寺門前より其宅迄、西者長兵衛より善右衛門迄、極月廿五日ハ下の市番ニ而、東ハ彦九郎長屋より町しり迄、西ハ三郎兵衛より町しり迄、如レ此ニ先年より立來申候御事。

一、庄屋太兵衛殿義ハ岩中村之住人ニ而御座候処ニ、近年宵田村へ被レ参、庄屋役相勤被レ申候処ニ、古法ヲ

背<sup>そむき</sup>、上の市日ニ新法ニ太兵衛殿、棚ヲ出し被<sup>レ</sup>申候故、上ノ市必至と立<sup>レ</sup>申候。別而宵田之市場ハ、下職諸人之寄に勝手能<sup>タメ</sup>御座候故、上ノ市場近年必至と立<sup>レ</sup>申、奉<sup>ニ</sup>迷惑<sup>仕</sup>候。先年より市日ニ者、隣ヲ限、棚ヲ出し不<sup>レ</sup>申候故、上ノ市古来より立<sup>レ</sup>申候御事。

一、只今ハ上市必至と立<sup>レ</sup>申候得共、御礼銀ハ間口ニ割出し申候。然処ニ、庄屋太兵衛殿、新法ヲ被<sup>レ</sup>致候ニ付、年々兩度市、立<sup>レ</sup>申候ゆへ、家屋敷売買仕ニ而茂、下直<sup>したね</sup>ニ罷成、旁以奉<sup>ニ</sup>迷惑<sup>仕</sup>候。太兵衛殿、上の市日ニ棚ヲ出し不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申候て茂、古来之通、中ノ市日ニ太兵衛殿棚ニ相違無<sup>ハ</sup>御座<sup>候</sup>上ハ、御慈悲ニ先年之通ニ被<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>、被<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>下候ハバ、偏難<sup>レ</sup>有可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>存候御事。

右之通、被<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>聞召分<sup>一</sup>、古來之通ニ、奉<sup>ニ</sup>願上<sup>ニ</sup>候。庄屋ハ老人、上之市場ハ大勢之者、必至と奉<sup>ニ</sup>迷惑<sup>仕</sup>候。御慈悲<sup>ヲ</sup>以、村之住居仕候様ニ、被<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>、被<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>下候ハバ、偏難<sup>レ</sup>有可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>存候。已上。

宝永七年寅八月五日

(一七一〇)

宵田村

上市場

善右衛門  
幸庵

九郎右衛門

伊兵衛

又右衛門

印 印 印 印 印

第三部 近世

## 天保五年、宵田市場運営規定 「乍レ恐、奉ニ願上口上覚」

一、宵田村、市場之儀、別紙写し之通、宝永七年寅ノ八月、規定仕、以ニ御蔭<sup>二</sup>、市場相統仕、難レ有仕合奉<sup>レ</sup>存候。然ル処、其後いつとなしに狼相成候ニ付、先規定之通、相守申度、尤、仲間申合、種々申談候得共、勝手儘相効、近年、別而猥に相成、甚以難渋仕候間、乍レ恐、何卒以ニ御慈悲<sup>二</sup>、先規定書之通、相守、尤、前々之通、御刈屋ニ仕候様、被ニ仰付<sup>一</sup>、被ニ成下<sup>一</sup>候様、奉ニ願上<sup>一</sup>候。

右奉ニ願上<sup>一</sup>候通、被ニ為ニ仰付<sup>一</sup>、被ニ成下<sup>一</sup>候者、難レ有仕合奉ニ存上<sup>一</sup>候。以上。

天保五(一七八三四) 甲午年 六月

宵田村 組頭 又七郎

同断 源左衛門

庄屋 治右衛門

右願之通、被ニ仰付<sup>一</sup>、被ニ成下<sup>一</sup>候様、奉ニ願候。以上。

大庄屋 木村新兵衛

依田喜兵衛様

前書願之通申付候条、以後堅く可ニ相守<sup>一</sup>者也

宇野源太夫

大室与左衛門

印

依田喜兵衛

印

龜井雲八

印

宵田村古規定書所持主 源三郎かく

〔宵田、河本喜代志文書〕

## 第二節 阿瀬金銀山の繁栄

近世の気多郡の鉱山としては、阿瀬銀山（河畠銀山）、阿瀬金山（阿瀬之奥金山）、万場金  
氣多郡の鉱山 山、段金山（椒金山）の四カ所の鉱山があつたことが知られている。

その中で、最も古く発見され最も長く続いた鉱山は阿瀬河畠銀山である。この阿瀬銀山は、永禄五年（一五六二）に阿瀬谷の中の河畠のくわざこ（柔ざこ）という所においてはじまつており、天正五年（一五七七）秀吉の但馬征伐の後、別所豊後守の給地となり、天正十年（一五八二）よりは生野銀山附となり、銀山奉行伊藤石見守の支配を受けるに至り、その後、次第に隆盛となり、「木戸岩」、「八十枚山」、「与太郎」、その他数多くの間歩（坑）で採鉱が行われたのであつた。

次いで、阿瀬の奥山において、阿瀬奥金山が文禄四年（一五九五）以来はじまつた。その由来は、関白秀次が切腹を命ぜられた際、その一味のおとがめに会い、堀久太郎の家来二百人程が逃亡し、「源太夫戻り」より奥のそれまで人跡未踏であつた阿瀬の奥山へ忍び隠れて籠った時に、谷川に砂金を見つけて金鉱を発見

したといわれる。この奥山金山も次第に隆盛となり、「樽つめ」ほかの間歩が栄え、源太夫戻りより二十町奥には金山部落が形成された。

更に、万場金山が慶長十五年（一六一〇）に、椒村の段金山が慶長十九年（一六一四）に、相次いで発見され、万場金山は慶長十六年（一六一二）より、段金山は発見の年よりただちに、いずれも生野奉行間宮新左衛門の支配下に入つたのであつた。

これらの近世の但馬の諸鉱山の沿革資料としては、「銀山旧記」（生野奉行所附役人寺田十郎左衛門豊章が天文十一年から天和三年に至るまでの事柄を元禄頃に記述したもの、更に文化六年まで追録す）、「但播州金銀銅山并寺社其外旧記」（元禄五年の記録、但播州諸山其外旧記と略称さる）「七十三番銀山方留書」（明和八年までの記録）などがあり、これは『生野史』（太田虎一著、柏村儀作校補）における引用記述中に豊富に利用されている。

万場金山は、発見されてより十五、六年は盛であつたが、その後とぎれたという。

段金山も、阿瀬奥金山も、その寿命は短かかった。幕末まで採掘が続くなのは阿瀬銀山のみである。

阿瀬銀は、赤木勝之の但馬国新図では、上名（絶品）の土産としてランクされており、但馬における名産として生野の銀と並び称せられた。当地方は鉱産資源に恵まれており、すばらしい宝の山をかかえているとすべきであったが、阿瀬谷の下流の川沿いの村々は、かなけの流出により耕地の地味がやせ、米など作物の生産量の減少が避けられなかつたようである。

阿瀬銀山の繁栄の歴史は、将来の産業開発に対しても、いろいろな面で貴重な教訓を与えることができ

るだろう。

### 段金山の変遷

『生野史<sup>1</sup>』にのせられている段金山の資料があるのでまずその内容の大要を紹介しておくる。

椒村の中、段金山は小出大隅守（須谷領）の知行所であるが、慶長十九年（一六一四）金山が発見され、その年以来上知となり、生野奉行間宮新左衛門の支配となり、役人を派遣して運上を取った。口屋を四ヵ所に置き、北口は段村より八町程北の「かまヶ谷口」、東口は「馬町」、南東（辰巳）は「白銀平之下」、南口は「榎谷口」になり、十四年間盛であったが、寛永四年（一六二七）に口屋を廢止して請座とした。この「かまヶ谷」「えのき谷」につき、段村と中村下村との間に貞享年間に山論が起り、貞享五年（一六二八）に、両者から生野奉行に口上書を差出している。

生野領段村よりの口上覚によれば、御口屋御番所北口は、段村より八町余下つた「かまヶ谷口」にあり、その下に柵があつた。又、東の「かとう町」という所の御口屋では牛馬止めになつたので「馬町」といった。「白銀平之下」に御口屋があつた。又、南の「榎口」に御口屋御番所があり、立柵があつた。この四ヵ所の御番所の中で、馬町御番所よりは豊岡領京極甲斐守より借地であったので、金山の業績が不振となつた。寛永四年（一六二七）以来、御番所を撤去して請座となつたので京極領へ返還した。残る三ヵ所の御番所の区域は金山の区域であつたが、貞享三年（一六八六）より椒村のうち銅山村、下村、中村の三カ村から、この区域は金山の区域ではなく入会山であつたと主張し山論となつた。「榎谷」のことについて、中村、下村側

は、段の御金山の発見以前より田畠があり、その後御番所のあつた時期も田畠を作つており、三十八年の間に三度、地頭より御検地があり、年々御年貢は小出大隅守様へ差上げ、現在も中村が支配しているというが、段村の言分としては、「榎谷」は、御金山発見の時分は「かや野」であつて田畠ではなかつたので、下財（坑夫）の小家屋敷となつたし、御番所撤去の後は与惣右衛門という者が、右の屋敷跡を田畠に開発し、運上は免除にて、三代かかつて開発したのち、三代目与惣右衛門は中村に引越し現在中村に住んでいるので中村分といい出したが、「榎谷」は段村分である。「榎谷」の山の柴木は、段村が刈つてきており、榎谷口御番所の内も生野領の御公儀地が年々存在していた。云々。

以上が但州氣多郡椒御金山、段村側の主張であるが、これに対し、同じ貞享五年（一六八八）に、小出大隅守知行所、中村下村側はその口上書において、次の如く主張する。

「えの木ヶ谷」御番所のうちに、段の金山発見以前より古い田畠があつて、御年貢は地頭へ納め、その残りは百姓のものとなつてゐる。この田畠は村高の中に含まれていらない。慶安三年（一六五〇）検地があり、えの木ヶ谷の田畠もこの検地の水帳にのせられた。又、寛文四年（一六六四）『生野史』に寛永四辰年（あるは誤り）に新開御検地があり、その新開田畠の検地帳にものせられている。又、延宝七年（一六七九）の新開田畠の検地帳にものせられている。えの木ヶ谷口御番所があつた時期にも、中村側は御番所より内へも入作しており、御番所の跡は中村の五郎左衛門が田を作つてゐる。えの木ヶ谷の山にある柴木は、年々中村と床瀬村（『生野史』に床淵村とあるは誤り）より刈つてゐる。かまヶ谷は谷を限りとし、段村からは全然管理していないし、その他段村より勧いてきたことはない。云々。

段村と、椒村四ヵ村（中、下、床瀬、銅山）とは分郷と本郷の関係にあり、段村は金山の発見により本村より分れて御料生野領となつた関係上、両者の間は対立的であり、特に四ヵ村の側においては段村に対する被害者意識が働いたと考えられる。かまが谷の山論の享保九年（一七二四）の訴状を全文次にかかげておく。

山論訴状、椒四ヵ村対段部落、かまが谷、享保九年（一七二四）

「乍レ恐奉ニ願上候御事

出石領分氣多郡樹村四ヵ村惣百姓共に而御座候。

一、樹村之儀、高一所に而、元來壱ヶ村に御座候得共、山中細谷ニ而、村も四ヶ所ニ相離、庄屋四人御座候。古來より御免状壹通、山入組ニ而御座候。元和年中に、樹山之内、字名をば段と申所ニ、御金山出来仕候。御地頭は小出大隅守様御代ニ而御座候。追付、御山終リ、山師、下財等々離散仕、一両人相残り、古まぶ（間歩ハ坑道）相かせぎ居申、生野表請負人之支配ニ罷成、少々宛しき（色）御運上指上げ、世渡仕、他方ヘも構不レ申、本郷より相勵申候得共、右古まぶも弥相終リ、下財共少々づつ茹畠仕、次第に人家多く罷成、年年本郷相せばめ、迷惑至極に奉レ存候へ共、段之儀御料御支配所、本郷は私領ニ而、地頭より相忍申様にとの申付故、御訴訟にも得及不レ申候御事。

一、段之衆、相捌被レ申候分も、山年貢小物成等、諸色先規之通、本郷より上納仕候。乍レ恐、先達て御訴状奉ニ指上ハり申候通、此度、存之外成新法を企、かまが谷ヘ新道を付、押領被レ懸申、迷惑至極に奉レ存候。乍レ恐、かまが谷之儀、唯今迄之通、奉ニ願上候御事。

一、枡山、東の方境之儀、気多、美含、城崎三郡之境迄枡山にて、御座候。唯今は御山も終り申候へば、段之儀、乍レ恐本郷付に奉ニ願上候。しき（色）御運上之義は、段より只今迄指上げ申候通に、本郷より御上納可レ仕候。段之儀別立候故、數度押領被レ掛申、迷惑至極に奉レ存候。依レ之、乍レ恐本郷枡村付に奉ニ願上候御事。

右願之通、被レ為ニ聞召上、御慈悲之上、段之儀本郷付に乍レ恐被レ為ニ成下候はば、難レ有奉ニ存上候。以上

享保九年（一七二四）辰十二月二日

氣多郡枡	銅山村庄屋	弥三兵衛
同	下村庄屋	五郎左衛門
同	中村庄屋	谷右衛門
同	床瀬村庄屋	三郎左衛門
生野御奉行様		

〔竹野町、富森一雄文書〕

段金山については、操業は寛永年間以降下降し、殆んどみるべきものはなかつたとみられるが、相当後まで請座として残つており、生野代官所に対する請銀が、元禄十年（一六九七）に百十匁上納されている資料があるから、万場金山が寛永年間より全くとぎれてしまつたのに比べれば、段金山はなお相当の余命があつた。

又、右の元禄十年（一六九七）の請座の請銀として、段金山のほか

阿瀬銀山分請銀

丁銀八十匁

阿瀬金山分請銀

丁銀三十九匁

椒村分請銀（銅山）

丁銀百四十匁

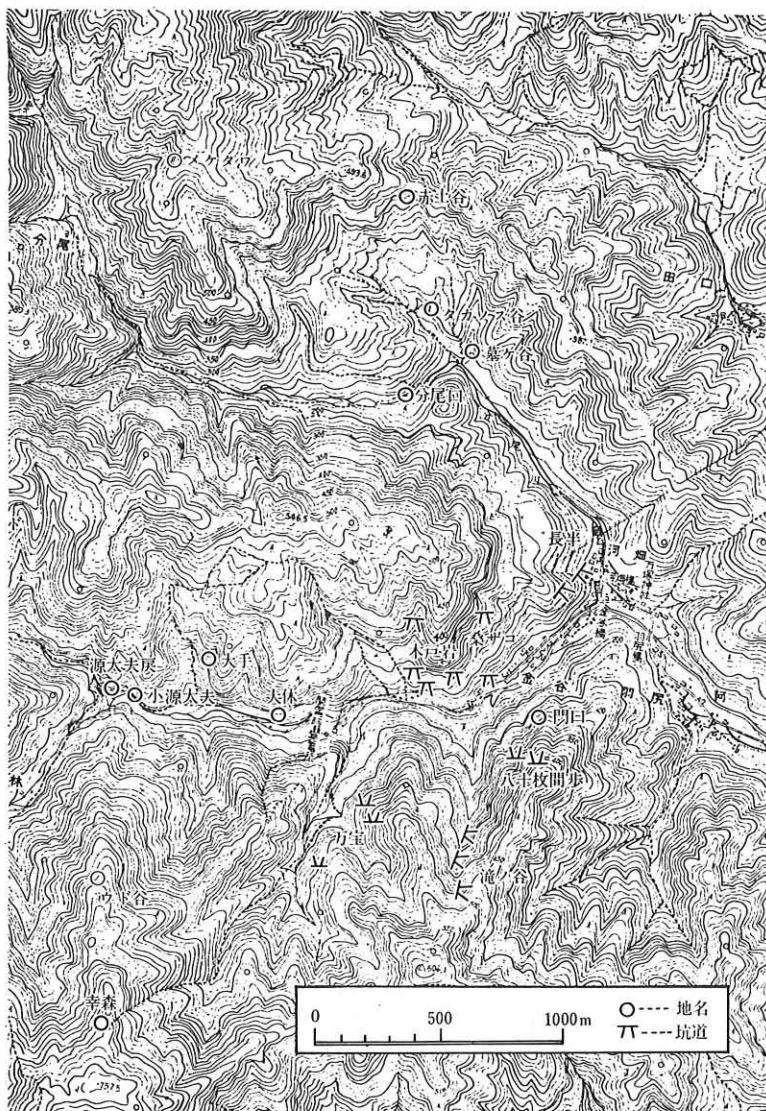
が上納されている。この数字からみれば、請座としては、阿瀬の銀山も金山も額が少ない。椒村の銅山や段の鉱山は、当時の山師にとって、尚魅力の多い有望な鉱山として大きな価値を有していたに相違ない。

しかし、その後、再び段金山は盛時を見ることなく終った。

### 広大な阿瀬銀山の区域

阿瀬の銀山の鉱坑は、非常に広い範囲に分布していた。羽尻村は、羽尻、河川をさかのぼり、殿村より更に五、六百メートル上流にあるわけであるが、羽尻本村を更に三、四百メートル上流にさかのぼると支郷の河畠がある。ここから谷が二つに分れ、右に入ると分尾谷があり三キロメートル奥に支郷の分尾がある。左の阿瀬の本谷を進むと、二、三百メートルで支郷金屋があり、それより更に二キロメートルさかのぼると源太夫滝がありそこから更に谷が二つに分れる。右を進むと更に二キロメートルで支郷の金山に達し、左に登ると約六百メートルで支郷の若林がある。

若林は昭和二十一年に、分尾は昭和三十年に、金山は昭和三十八年に、いずれも廃村となつて現在は住む人もないが、かつては阿瀬千軒とか金山千軒とかの繁栄の口碑を残しているのがこの阿瀬銀山区域であつた。



鉱坑所在位置図



図54 阿瀬銀山

金屋の村はずれに「門口」とよばれる場所があり、代官屋敷といいつたえている。この近くに南無妙法蓮華經の題目を刻した元禄三年（一六九〇）建立銘のある自然石の供養碑があり、附近には金屎が山積し、そのすぐ先は「桑ざこ」「木戸岩」である。このあたりが阿瀬銀山の中心であり、番所があつたとみてよいのである。

源太夫戻りから右の谷をさかのぼること約二キロメートルで、支郷の金山の入口の不動の滝に達するが、その僅か上流に古屋敷、更にその上流に三枚（三昧、無縁墓）という地名が残っている。支郷の金山の中心は寺谷といふ。「樽つめ」という間歩（坑）<sup>まぶ</sup>は、寺谷の蘇武岳頂上に近い場所にあつた。

阿瀬銀山の鉱坑の所在地の位置は、現在では大方判然としなくなつてしまつたが、金山部落の最後の居住者であった富山利一氏夫妻と山本藤雄氏の案内により、川見時造委員が現地調査を行なつて、地図が作成できたので、これをのせておく。（前頁参照）

鉱山の採掘に当つては、まず鉱脈が発見されると、代官所に採掘方を出願し、その許可を得ると「断山」<sup>ことおちやま</sup>として認められ、冥加銀（問歩役銀）<sup>みょうあがねん</sup>を納税する。鉱脈から鉱石を掘りはじめ、役人が時々出張して出鉱量を検査し、山の価格をつける時期の鉱山を「直入山」（改山）<sup>あらないやま</sup>といった。これが有望な鉱脈を確保でき良好な鉱石を採掘することになると、画然と鉱区を定め、独占採掘特権を与えて白札を渡し「白札山」となる。白札山の中で成績のよいものが「御所務山」となり、代官所の役人が定詰となり昼夜詰切りで監督に當る。この役人ははじめ四ツ留奉行とよばれ、生野代官所では元和七年（一六二一）よりこの役人がおかれたといわれる。

御所務山が格が下ると白札山に落ち、白札山の生産が減少すれば更に直入山に格が下り、或いは廢山となつて御白札は返却された。又、白札は代官の交替の度毎に書き替えられた。

延享三年（一七四六）には「氣多郡阿瀬の木戸岩間歩、八十枚間歩等、皆盛る」という記録があり、右両間歩は寛延二年（一七四九）に御所務山になり、四ツ留役人の定詰となつたという。（坑道の入口には必ず四本の柱が立てられ、坑道のことを四留といつた。）

### 阿瀬銀山の採鉱方法

阿瀬銀山における採鉱方法に関し、『生野史1』の中には次のような資料がのつて  
いる。

#### 〔採鉱用具類〕

樋、竹樋、のみ、槌、ホッパ（素石等をかき集める道具）、ギチ切、さざえ、油、掛樋、灯しん、矢木、  
留木、ダツ、鋏。

#### 〔製煉法〕

##### A、荒吹（能勢吹）

1、生鉛（原料鉱石）百貫目、此の樹目一石（一説一石二斗）およそ炭一貫、薪百二十貫程にて焼釜にて焚く。  
2、およそ九日目位に焼きたてる。但しふいご一挺分。右焼きたるとおよそ樹目一石二斗になる。  
3、これを六つに分けて吹熔かし、ふいごの差し初めより一挺にて吹く。

4、右六つに取分けてある鉛を六度に吹く。六度に「合かね」を汲取る。右「合かね」六つを床一挺分とする。銅氣は少しもなく、鉛と銀である。

## B、灰吹床

右の六つの「合かね」を灰吹銀に吹分ける

- 1、まず灰やきぬき、あく氣ないようにする。
- 2、灰吹床を毛簫で鉢形に押付、手石で銀溜りを拵へ、
- 3、右の「合かね」六つを灰吹床の内にならべておき、ふいご一挺で吹く。

## C、鉛流し

- 1、前々より留粕を碎いておき、
- 2、留粕三十貫目を一吹として、ふいご一挺で吹熔かし、
- 3、上に浮いた灰あかを取捨、湯汲みで銀を汲み、
- 4、二つに割った竹に汲入れ、竿鉛にする。

## D、上銀の仕方

灰吹銀を上銀に吹立てる方法は

- 1、四升入位の鍋の内に炉を作り、
- 2、小さいふいごで吹立てる。風をうけると吹損じがあるから、大切に仕上げ、上銀に吹立てる。
- 3、それより生野御陣屋御運上藏に上納し、丁銀に引替えてもらう。

〔製煉用具〕

A、吹床道具……榊（二斗入）、ふいご一挺、湯汲、水すくひ、かはたて、からみ搔、針、炭灰、土、水  
B、荒灰吹道具……小ふいご一挺、灰（四升）、炭（一貫五百匁）、渡し銀、煩作り、寄火箸、カネ溜り石、  
わら箒、鋸、水

C、焼、搾、汰物道具……汰り鉢、笊、石とうし、かなめ槌

〔阿瀬銀山吹方入用||製煉費〕

床一挺分、焼鉈一石二斗、此入用銀は十八匁八分四厘（内訳を合計すれば三十七匁六分四厘となる）

内訳 大吹大工一人 一・九八

大吹鞴差一人 一・三二

かまど焚人足一人 一・八〇

灰吹大工一人 一〇・三〇

灰吹鞴差一人 一〇・三〇

灰七升 ○・三〇

薪百四十貫目 四・四四

炭四十貫目 七・二〇

い。  
このような阿瀬銀山の歴史を物語つてくれる採鉱用具類は、今ではすっかり散逸してしまって残っていない

## 阿瀬銀山の鉱石生産高

阿瀬の鉱山からの生産物は、どんな種類の鉱物が、どのくらいの数量を産出したのだろうか。残念ながらこれを完全に明らかにできる資料が見当らない。これまでに一番まとまった製煉額として判明しているのは、次の数字である。

自寛政十二年（一八〇〇）至文政二年（一八一九）二十ヶ年産額（銀山方留書）

〔自寛政十二年（一八〇〇）至文化六年（一八〇九）十カ年〕

荒灰吹銀

一三七・四六一・一  
貫

鉛

一四八四五・二〇〇

銅、金、生産なし。

〔自文化七年（一八一〇）至文政二年（一八一九）十カ年〕

荒灰吹銀

（産額不明）

鉛

一三六〇八・五〇〇・勿  
貫

銅、金、生産なし。

〔『生野史』、二四七頁〕

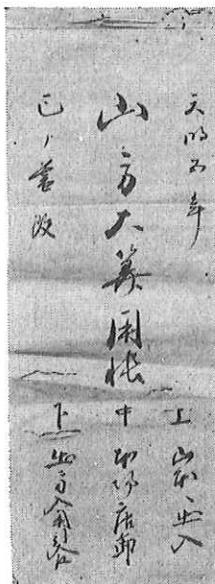


写真157 山方大算用帳  
(多田辰夫文書)

右のほか、新らしく次のような二つの数字が判明した。その一つは天明五年（一七八五）「山方大算用帳」（阿瀬銀山師理左衛門、多田辰夫文書）による天明五年の灰吹銀生産量であり、もう一つは宝暦五年（一七五五）より

明和八年（一七七一）に至るまでの十七年間の鉛の生産量を明らかにした「但州阿瀬銀山木戸岩山、鉛津出直段心得帳」（多田辰夫文書）の数字である。

表30 天明五年（一七八五）阿瀬銀山灰吹銀生産量

年間合計	十一月	十月	九月	八月	七月	五月	六月	四月	三月	二月	一月	（灰吹銀生産量）	（灰吹銀御運上（銀））
二四 （貫）	二〇一六 （匁）	二八〇六 （匁）	二九六五〇	一八〇八〇	一九四三 （四〇）	一八四四 （二五）	二〇九六 （四〇）	一五一七 （〇七）	二二八五 （七〇）	一八七六 （三五）	一八四〇 （五八）	二一四九二 （匁）	二〇〇七二 （匁）
二四 （貫）	二四二九九	二四二九九	二四二九九	二四二九九	二四二九九	二四二九九	二四二九九	二四二九九	二四二九九	二四二九九	二四二九九	二〇六四七 （匁）	一〇三九九 （匁）
二八六 （匁）	二七二三四	二七二三四	二七二三四	二七二三四	二七二三四	二七二三四	二七二三四	二七二三四	二七二三四	二七二三四	二七二三四	一六〇一八 （匁）	一五七三三 （匁）
二六												一八二四四 （匁）	一一〇一五 （匁）

〔山方大算用帳、殿村、多田辰夫文書より作成〕

この天明五年の数字によれば、一月から十二月まで一年間の灰吹銀生産量は二十四貫二百四十二匁九分九厘であり、一ヶ月平均約二貫目の生産である。一年を通じて生産量は殆んど大きな変化がなく、特に冬季積雪時においても格別の生産の中止はみられない。

灰吹銀生産に対する運上銀は、一年間で合計二貫三百八十六匁二分六厘であつて、生産量の約一割弱に相当する。

表31 木戸岩山鉛津出量一覽表

	宝曆 五年(八月~十二月)	六九年 六年	一〇〇二 九年	一九二 七年	一六一 八年	一八一 七年	一六五 八年	一六五 九年	一三一八 一〇年	一六四 一年	一六七 一年	一六〇 一二年	一四五 一二年	一五六 一三年	一五六 一二年	一六八 一二年	一六八 一二年
	貫 匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁
鉛百斤當代銀価格																	

明和元年 一八八四・七六〇  
二年 一七三八・二六〇  
三年 一〇九二・二四〇  
四年 一五二五・一四〇  
五年 二〇〇七・六二〇  
六年 二二〇五・〇〇〇  
七年 二〇四四・〇〇〇  
八年(一月～三月) 四六二・〇〇〇

二一三・二五〇  
一二四・〇七五  
一三〇・二三三  
一四〇・二四六  
一五六・一九二  
一六三・九〇〇  
二五六・二五〇  
二五〇・〇〇〇

〔但州阿瀬銀山、木戸岩山、鉛津出直段心得帳、殿村、多田辰夫文書より作成〕

### その一

#### 阿瀬銀山師の生野代官宛歎願書記事

宝暦三年(一七五三) 阿瀬銀山師の殿村の庄五郎、利左衛門が生野代官へ、米三百石貸与方歎願した書状の中に、次のような記事がみえる。

「木戸岩山という間歩<sup>\*1</sup>(坑)は、五十年前(元禄末、宝永初頃)重左衛門という者がやって来て、はじめて灰吹銀三十匁余を生産し、早速白札を下された。それ以来、二十六年間に山師は九人替っており、替る毎に一年か二年中絶した。それから四人の山師が仲間となつて相稼ぎ(共同經營)となり、十五年前からは一人死んで残る三人の仲間で稼いでいる。間歩の運上は一年に銀十匁づつ、そのほかには運上ではなく、御年貢米の内、毎年百石づつ買請米が賦課されるが、これは下財(坑夫)用の飯米に消費するため渡される。

炭焼木材は、はじめは五町、七町以内といった近くの区域から伐採していたが、段々伐り尽し、現在では一里半も、二里も離れたところに通つて行く。以前は床一挺吹に要する炭焼木材は銀五匁、六匁八分、七匁といった値段で調達できたが、近年は一挺吹の炭焼木の代銀は十匁五分より十一匁必要である。その財源難にて、近年は羽尻村の百姓持林の山を買取り炭焼木を調達していたが、この木も今ではなくなつた。以前は灰吹銀の産額は、一年に四、五貫匁から六、七貫匁は出来て、立替たが、納入の運上銀もなく、また生野代官の収納する年貢米の中の百石は下げ渡して貰つていたので樂であつた。しかし近年は灰吹銀を一年に十七、八貫目も両替させられ、灰吹銀運上も相当額徴収されるなど、負担が非常に重くなつた。銀山師の損失は増大するばかりであるが、損失をかえりみず、よその鉱山より下財（坑夫）を呼び集めたりして増産に努力し、灰吹銀の生産も相当増加はしているが、以前は一年間の鉱山の入用としては米百二十石／百五十石までの間でまかなつていたのに、近年では一年間におよそ六百五十石から七百石ほど入用である。そのため、村内で代々百姓であったものも、鉱山の損失の負担をするため先祖よりの土地も手離し、殆んど皆潰れてしまつた。何とか米三百石の貸与を受け、これを下財の飯米の元にして山稼を相続してゆきたい。」（殿村、多田辰夫文書より）

## その二

文化十三年（一八一六）の羽尻村の阿瀬銀山師利左衛門、友次郎両名より生野代官所宛の歎願書の中には、次のような記事がある。

「年来阿瀬銀山に住居している下財などの稼人どもは、家数合計八十軒余、人数三百五十人ほどある。こ

の下財どもはよその鉱山と違い、よそから入り込んだ者は居らず、ここで生れた者ばかりで、その上銅氣はないので下財どもは長命をし、七十歳以上の者も多い。しかし、近年は坑道が深くなり、入用がおびただしくかかるようになった上、諸物価騰貴し、わけても鉱石はやわらかな出鉛がなく、残らず焼石にして吹き立てるので、炭や薪が大層の消費となり、近所の山々は炭薪用材を全部伐り尽したため、文化三年（一八〇六）より元金百三十両を十年間、利息十割で貸付を受けたりしてしのいで來たが、その返済期限が来たけれども、湧水が増加し水害にあつたりして、二百三十間（四一四メ）ほど水を抜く作業に五十両はかかるなど、いろいろ事情があるのでこの返済を猶予してほしい。」（殿村、多田辰夫文書より）

### その三

文政十年（一八二七）に阿瀬銀山師理左衛門と郁三郎が連名で生野代官所へ手当金下附を歎願した文書の中に、次のような興味ある記事がある。

「阿瀬銀山の稼ぎは古く、坑道は深くなり、湧水も強く、稼ぎ捨てにして休山する場所が多くなり、今では舅坂八十枚山も、木戸岩山も水が湧き、不盛が続き、損銀がおびただしい。阿瀬銀山は近くに銀銅山などなく、孤立した鉱山で、万事不自由で、羽尻村の内、家数にして九十軒、人数四百二十人がひとまとめて居住し、銀山稼方（採掘）、吹方（製煉）、炭焼稼、などに従事し、飯米、塩、味噌、油、などは諸方より持ち込むほどの場所でもないので、前々より山師方で買入れておき、毎月の月はじめに稼人の家内人数に割当てて渡し、月末に決算しているが、山の業績不振のため稼人の手取銀も少ないので、支払がたまり、毎月山師の勘定が不足となっている。現在では総勘定の残銀、百七十二貫目余りが山師の取替になつてゐるが、取り

立てる方法もない。

阿瀬銀山の採鉱は、銀と鉛の鉱石ばかりで銅気がないせいか、掘出したままの生石では銀、鉛に吹きわけることが出来ず、一旦焼石にした上で吹き方をするので、鉛石の一石二斗を一個のかまどで焼く場合、焼木百五十貫目で昼も夜も六、七日の間焼き立てるが、この焼石の一かまど分を吹床一挺分として銀、鉛に吹き立て製煉する。この吹き立て用の炭は四十貫目かかるので、一ヵ月の焼石百かまと見積れば、一年間の焼かまどは千二百、一年間の吹床は千二百挺、この吹炭は四万八千貫入用であるが、近くの山々の立木は、炭木として伐り尽してしまっており、やむなく高山の峰越しに、他領の立林などを買いうけて炭焼をしている有様である。しかし、深山幽谷から焼出すことであるから持ちはこびに手間取り、その上、大雪が降るので漸く春三月末から九月中旬頃まででないと炭焼きもできないので、直段の高下にかかわらず冬春雪中の時期の匂い炭を買入れておかねばならず、炭焼木も次第に高値になつてきた。わけても炭は前には掛目十貫目につき代銀一匁六分づつであつたが、今では八分五厘引上げて二匁四分五厘となり、右の吹床一年間千二百挺の吹炭四万八千貫分の十年間の値上げ分だけでも銀四十貫八百目の山師損銀となる計算である。又、当国は、米が不足し、諸国よりの入津米を買入れねばならないし、近年は、塩、油、鉄製道具に至るまで、すべて鉱山方で入用の品々は高値になり、他方鉛代銀は次第に下落している。山師の損銀はおびただしく、田畠家財は勿論、御手当米も先繰りで銀主（貸銀主）へ渡してしまい、今では銀子を借用するにも担保にあてる品もない。云々」（殿村、多田辰夫文書より）

「生石の焼立用の焼木は一ヵ年におよそ二十万貫、この代金百十両余、製煉用の吹炭は十年平均の一ヵ年

分およそ五万貫、この代金およそ百三十三両余、に達していたのが、炭代は値上りして二百両にもなつてゐる」ともいう。〔阿瀬銀山師理左衛門、愁訴之控、文政十年、多田辰夫文書より〕

尚、宗門人別改帳より集計した殿村の阿瀬銀山稼人の人数表を参考までにのせておく。

表32 阿瀬銀山稼人集計表（宗門人別改帳より）

安永十年（一七八一）

家数 男 女 計

真光寺（真宗、出石、福成寺末寺、殿村）

三 一〇 八 一八

大溪院（禪宗、金野、降国寺末寺）

三 八 七 一五

隆國寺（禪宗、三木、雲龍寺末寺）

二一 四二 二六 六八

妙福寺（法華宗、立本寺末寺、觀音寺村）

二 二 五 七

淨土寺（淨土宗、智恩院末寺、芝村）

一四 三五 二八 六三

総計

（殿村、阿瀬銀山師、理左衛門控書より）

家数 男 女 計

天明二年（一七八二）	四三	八九	八二	一七一
天明三年（一七八三）	四七	九八	九二	一八〇

天明四年（一七八四）四四 九四 七八 一七二

### 第三節 貨幣制度と金融機関

#### 不統一な江戸時代の貨幣制度

江戸時代の貨幣制度は、いわば封建的貨幣制度と称すべきものであつて、明治以降のような統一的貨幣制度はまだできあがつておらず、本位制度も確立していなかつた。しかしこの時代の商品生産および商品流通の発展にともなつて貨幣経済は躍進し、鑄造貨幣または秤量貨幣である金、銀、銅の三種の貨幣が併用され、紙幣もまた通用し、さらに信用貨幣さえ流通するようになつたのであつた。

金貨は江戸を中心とした関東で流通し、金一両は四分、一分は四朱というのが金貨の単位である。銀貨は大阪を中心とする関西でもつぱら流通したといわれるが、貫、匁、分、厘を単位とし、銀一貫は千匁、一匁は十分、一分は十厘である。銅錢は一貫が千文である。そしてこれらの三種の貨幣の相互間の交換比率は、江戸時代を通じて何回も変動があつた。

慶長十三年（一六〇八）金一両＝永樂錢一貫文＝鑄錢四貫文

慶長十四年（一六〇九）金一両＝銀五〇匁＝永樂錢一貫文＝京錢四貫文

元和二年（一六一六）金一分＝錢一貫文

延宝二年（一六七四）金一両＝新錢四貫文

元禄十三年（一七〇〇）金一両＝銀六〇匁＝錢四貫文

又、金貨は金貨、銀貨は銀貨、それぞれ鋳造された時期ごとに品質の良否の相違があるため、新古金銀の交換割合が改鑄の度毎に定められている。

銀貨についてみれば、次の十九種の銀貨が鋳造された。

慶長六年（一六〇一）慶長銀

元禄八年（一六九五）元禄銀

宝永三年（一七〇六）宝永銀

宝永七年（一七一〇）永字銀 三宝字銀

正徳元年（一七一二）四宝字銀

正徳四年（一七一四）正徳銀

元文元年（一七三六）文字銀

明和二年（一七六五）五匁銀

安永元年（一七七二）南鑄二朱（古南鑄）  
新文字銀

文政三年（一八二〇）文政二朱銀（小南鑄）

文政七年（一八二四）文政一朱銀（古一朱銀）

文政十二年（一八二九）天保一分銀（古一分銀）、保字銀

天保八年（一八三七）

嘉永六年

(一八五三)

嘉永一朱銀（新一朱銀）

安政六年

(一八五九)

正字銀、安政二朱銀（大形二朱銀）、安政一分銀（新一分銀）

銀貨の中で、丁銀とか豆板銀とかいわれるものは、目方が一定しておらず秤量貨幣に属し、一つ一つ目方をはかつて使用した。明和二年の五匁銀と安永元年の南鎌二朱銀は量目が一定していたが、それ以外の銀貨は、文政年間まではすべて丁銀と豆板銀であつた。

銀貨の品質は、良否が甚しく、悪貨は良貨を駆逐するという法則もみられ、交換比率も鑄造毎に定められて極めて複雑な様相を示している。新古金銀の交換割合が入り乱れている状況は、現在の通貨制度に馴れた目からみると、実に目まぐるしく、幕府の貨幣改鑄は金貨では慶長大判小判が良質であったほか、元禄、寛永、正徳、享保、元文、文政、天保、安政、万延と九回にわたって行われた中で、正徳、享保のほかはすべて改悪であったといわれているし、銀貨の流通の交換割合も複雑で、例えば寛政十年（一七九八）の古銀交換公定割合は次表の如くであつたという。

銀	貫 匁	貫 匁	文字銀
慶長、正徳銀	一・〇〦〦につき	一・二〇〇	
元禄銀	一・〇〦〦	〇・八九六	
宝永銀	一・〇〦〇	〇・七〇〇	
永字銀	一・〇〦〇	〇・五六〇	

三宝字銀 一・〇〇〇 ○・四四八  
四宝字銀 一・〇〇〇 ○・二八〇

〔『世界歴史事典』、江戸時代貨幣制度、史料篇〕

このような全国通貨は、但馬地方の農村の末端においては、日常の商品売買に使用されるというような段階には到底到達しうべくもなかつた。農民達は、貨幣経済の進展の流れに次第にまきこまれてゆくわけであるが、商品流通の不便な、自給自足的自然経済の色彩の濃厚な社会に長い間生活してゆかねばならなかつた。

但馬における貨幣経済の浸透と紙幣の流通 但馬における江戸時代の貨幣制度と金融機関の歴史について

は、まづ『神美村誌』において『田井氏諸色覚日記』を利用して、延宝二年（一六七四）の出石藩の銀札発行以後の概観がなされ、享保十五年（一七三〇）の出石領内銀札発行の定（三宅区有文書）などが紹介された。ついで『浜坂町史』において、豊岡藩領における藩札発行の歴史や、浜坂地方の融通切手などの歴史が詳細に研究され、その後、『八鹿町史』においては、文化文政期以降天保期仙石騒動を経て幕末に至る出石藩財政の窮乏が追及された。そして今日の段階では、江戸時代後期における豊岡藩と出石藩の藩政、藩財政の展開について、石田松藏氏の努力によつて『但馬豊岡鳥井家記録』（宝暦十二年以降の町名主の克明な公私の日記）の内容が紹介されつゝあることや、宿南保氏の新著『仙石騒動』によつて『出石藩公用日記』（文化十二年以降の公的記録）が大量に利用紹介されたことにより、量質共に急速な研究の進展をみせつゝある現状である。

貨幣経済が近世の但馬において、いつ頃どの程度に在郷農村部に浸透していくかについては、神美村の平尾源太夫家の土地集積過程において、元禄期からはじまる土地集積が、享保年間（一七二〇前後）までは代米支払が中心で、その頃から代銀支払が顕著となつてゆき、天明以降土地集積の絶頂期に達し、天明（一七八一以降）から天保（一八四三迄）にかけて合計集積面積百六十歩、この代銀支払が五百三十貫以上に達することや、口矢根（出石郡但東町）の大石家の土地買入に際して米と銀とが交替した時期が宝暦の頃（一七六〇前後）に決定的になつていることなどから、当地方で貨幣資本が農村部に流通蓄積されてゆく時期は十八世紀中葉とみられている。（『神美村誌』）

このことは、さきに第十章第三節でみたように、貢租銀納が、生野代官所領では享保五年（一七二〇）より四分の一銀納、宝暦年間までに全面的代銀納となつていること、久美浜代官所領においても宝暦以降は全面的代銀納であり、旗本杉原領においても代銀納であり、出石領においても相当程度代銀納であること、などからもこれ裏付けることができる。

豊岡藩の藩札が豊岡札場から発行された初発行年次は、出石藩の藩札より四年後の延宝六年（一六七八）であるとみられるから、その後、出石豊岡における藩札発行開始から約半世紀ないし一世紀かかつてこの地方に大量の貨幣資本を蓄積運営する在郷の巨大な地主が成立するに至るのであった。

そして寛政七年（一七九五）に至ると、豊岡の御札場の銀主（資本家）が、それまで久美浜糀屋市郎右衛門、湊村の林藏、森尾村源太夫の三名であったのが、宮津屋三郎右衛門、油屋彦右衛門、鍋屋良右衛門、伊福村太郎右衛門、觀音寺村又左衛門、十二所村利右衛門、栗山村浅右衛門、同村五郎兵衛、上ヶ村清左衛門



水 上 札 山 本 札

写真158 気多郡内流通紙幣

の九人に交替し、敷銀御礼としては、三百貫目につき二千両であるという。この新しい銀主九名の中、四名が氣多郡内の生野代官所領（觀音寺、栗山西組、伊福）の百姓に属していた。

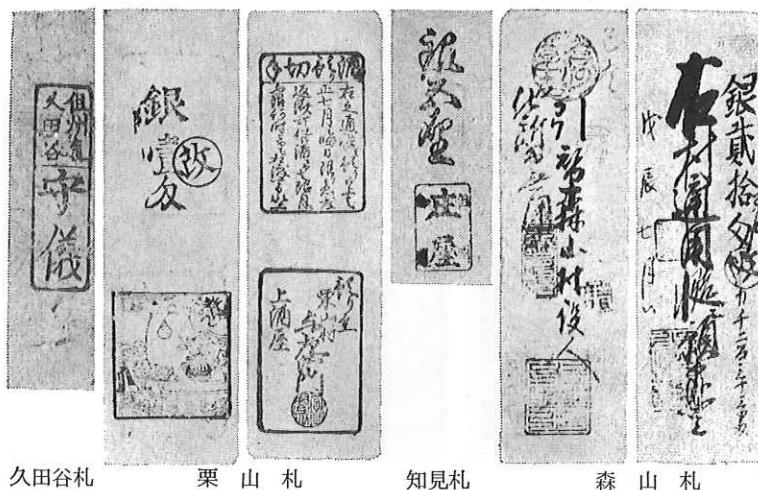
氣多郡内においても貨幣経済の浸透は著しいものがあったとみるべきである。

次に出石藩札、豊岡藩札以外の氣多郡内に流通した融通紙幣の一覧をかかけておく。これは生野町の八橋喜代松氏の苦心の研究成果に負うものであり、ほとんどが幕末期の発行であるが、非常に多くの紙幣が流通したことを見ることができる。

氣多郡内流通紙幣一覽（名称、発行目的、発行期、  
発行所、引請人、種類など）

①山本札……米切手。幕末。山本村役所発行。丁錢三貫文（札三十匁）一貫文（札十匁）五百文（札五匁）二百文（札二匁）、百文（一匁）の五種類あり。

②水上札……米納切手。享保期。水上会所発行。銀五匁、一匁、五分、三分、二分、一分、七厘、五厘の八種あり。



久田谷札

栗 山 札

知見札

森 山 札

⑦久田谷札……麻商、守戸屋儀三郎発行。銀七厘札の一種のみ現存す。

⑥栗山札……酒預切手。預り主、栗山村上酒屋与左衛門。銀一匁の一  
種のみあり。

⑤猪子垣札……日雇賃銀預、村融通切手。猪子垣村役方発行。銀十匁の  
一種のみ現存す。

④知見札……知見庄村屋発行。銀七厘、五厘、三厘の三種あり。

③森山札……明治元年。森山村役方発行。銀六十匁、二十匁、十匁、  
五匁、（一匁）、五厘の五種（六種か）あり。



伊福駅札



阿瀬銀山札



万場札

⑨ 阿瀬銀山札：山師与左衛門発行。銀五匁、一匁、一分、五厘の四種あり。

質錢切手。安政三年発行。銭五匁、一匁の二種あり。

⑩ 阿瀬札……阿瀬、布治発行。五厘札の一種のみ現存す。

⑪ 袴布札……十匁札の一種のみあり。現存未発見。

⑫ 江原札……八朔（八月一日）引替切手。銭一匁、五匁、一匁（異種）の三種あり。現存未発見。

⑬ 伊福駅札……但州伊福駅人馬継立質錢小切手。村役引請。銭五百文の一種のみあり。

明治二年発行。伊福村役引替。日役三升、一升、米一斗、銭二貫文の四種あり。



水 口 札

(17) 水口札……谷融通米切手。慶應四年。水口村会所引替。銭三貫文、

二貫文、一貫文、五百文、百文、五十文、三十文、十文  
の八種あり。(流通範囲広く、約二十種以上の種々の印  
が押されており、名色村、栗栖野村の印を押したものも  
ある)

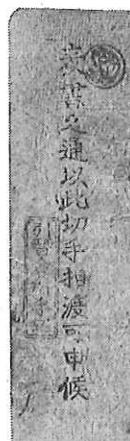
(16) 野々庄札……銭百文の一種のみあり。現存未発見。

(15) 手辺札……米切手。手辺引替会所発行。銀十匁、五匁、一匁の三種  
あり。七月晦日限夫食米村切手。村役引請。銀五匁の一  
種のみあり。普請貯銀札。村役引請。銀五匁の一種のみ  
あり。

(14) 上郷札……七月晦日限夫食米切手。銀十匁、五匁、三匁の三種あ  
り。



手 辺 札



上郷札



水 口 札





杉原札

杉原札

杉原札

水口札

⑩ 杉原札

(1) 文年政間發行。銀一匁札の一種のみあり。現存未発見。

(2) 米納預切手。文久年間發行。湯村札座引替ほか。銀十匁、五匁、三匁、一匁、五分、三分、八厘の七種あり。

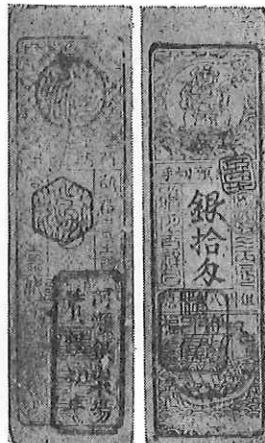
(3) 米預切手。大阪、瀬田万之助引請。銀十匁、五分の二種あり。

(4) 米納方預切手。(宝船札)。但州杉原引替会所發行。銀五匁、一匁、五分、三分、一分五厘の六種あり。

(5) 米納方預切手。(千石船札)。千賀引換、矢根組引替、矢名瀬引替、など。銀十匁、五匁、三匁、一匁、五分、三分、一分、五厘の七種あり。



猪爪杉原札



八代杉原札

(6) 米納切手。会所発行。引替所湯島邑の加印あり。銀五分の一種のみあり。

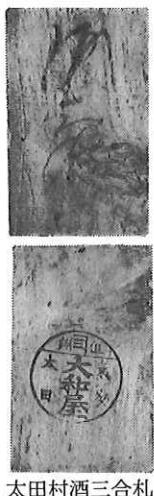
(7) 米納切手。(分銅船札)。引替所引野。銀五分の一種のみあり。

(8) 米納預切手。安政三年。引替所八代。(伊福清水屋、阿瀬銀山本場賃銀切手の加印あるものあり)。銀十匁、五匁、一匁、五分、三分、七厘、五厘の七種あり。八代杉原札。

(9) 米納預切手。大阪紀国屋引替、引替所佐野など。銀一匁、五分、三分、一分の四種あり。奥八代杉原札。

(10) 米切手。安政三年。伊原(道場)会所発行。引替羽尻、道場など。銀五匁、一匁、五分、三分、二分、一分、五厘の七種あり。猪爪杉原札。  
(以上(1)～(7)はすべて單に但州杉原札。(8)以下は、八代、奥八代、猪爪の村名が加わる)

(9) 但州小出札：米預切手。引請大阪、村島善之助。塩屋平兵衛。銀一匁の一種のみあり。  
(この小出は、氣多郡外の小出家の可能性が大きい)



太田村酒三合札

㉚ 太田村、酒三合札：酒切手。木札。太田村大和屋（酒屋）発行。  
（『兵庫貨幣会誌』所収、八橋喜代松著『図説但馬紙幣史』  
氣多郡の部より作成）

〔生野町、八橋喜代松藏〕

### 通貨の流通に関する通達のいろいろ

元禄宝永期にさかのぼった当地方の通貨事情に関する資料はあまり多いとはいえない。そこで以下に、元禄十年（一六九七）の生野代官所の新規鋳造二朱判（一両の八分の一）通用通達、宝永三年（一七〇六）の出石藩の新規鋳造銀貨通用通達の全文を紹介する。また年次不詳（但し、享保十五年（一七三〇）の出石領内銀札発行の定により金銀錢遣が禁止され銀札が発行されてから以後のものとみるべきである）の出石藩の藩札通用通達も全文紹介しておこう。

尚、元禄九年（一六九六）の出石藩領札場打こわしはこの時期における当地方の最も顕著な社会経済史上の大事件とみることができるが、本書第十七章第一節において、他の農民一揆の事件と共に研究する際に若干の資料を紹介することとする。

また、江戸後期のものとして、文政五年（一八二二）の出石札通用停止の際の歎願書も内容的に興味深いので全文紹介しておく。

〔生野代官所、通貨通達、元禄十年、椒村〕

「　　覚

一、今度、新金ニ而、式朱判出来、世間ニ相渡候。通用自由之ためニ候間、國々所々迄、其旨、後商売、請取方渡方、無<sub>レ</sub>滯、式朱判をも用可<sub>レ</sub>申候。壹歩判、半分之損たるべき事。

一、大判、小判、壹歩判、勿論有來通、通用可<sub>レ</sub>仕事。

一、前々相触候通、似せ金銀仕者、有<sub>レ</sub>之バ、訴人ニ出べし。縱、同類たりといふ共、其科をゆるし、急度御褒美被<sub>レ</sub>下、あだをなさざる様ニ可<sub>ニ</sub>申付<sub>一</sub>候。惣而、金銀之細工仕者ハ、其所ニ而心ヲ付、少も□敷義、見及聞及候ハバ、早速可<sub>ニ</sub>申出<sub>一</sub>。隱置、外ニ而あらわるるにおいてハ、本人ハ不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、諸親類、其所之者迄、可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>曲事者也。

丑（元禄十年、一六九七）ノ六月

〔竹野町、富森一雄文書〕

〔出石藩、通貨通達、宝永三年、椒村〕

〔仙石越前守様より御法度事之扣

一、近年、銀払底之由、其聞有<sub>レ</sub>之、通用不自由相見工候ニ付而、銀吹出被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候間、吹出候銀段々世間ニ可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>渡候條、有來銀と新銀と、同事ニ相心得、不<sub>レ</sub>残吹出候迄ハ、古銀新銀入交遣方、銀座渡り、両替、共ニ無<sub>レ</sub>滯、可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>通用<sub>一</sub>候。上納銀も可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>同前。

一、新銀、令出来、銀座より出<sub>ニ</sub>之、世間之古銀と引替候。其節、銀之員數ヲ増、可<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>相候間、両替や其

外、何商売ニ而も勝手次第、役所ニ持參、引替可レ申事。

一、銀引替之儀、町人手前より引替成候間、武家衆其外、相対ニ而町人江渡レ之、引替可レ申事。  
附、古錢貯置不レ申、段々引替可レ申事。

右之趣、至國々所々ニ迄、此旨可レ致者也。

戌（宝永三年、一七〇六）六月 日

〔竹野町、富森一雄文書〕

〔出石藩加印札通用通達、椒村〕

「  
覚

一、此度御改、加印之札出石御領分中通用可レ仕候。向後、加印無レ之札一切用申間敷候。并、正金銀錢遣致候者有レ之におるてハ、急度曲事ニ可レ被<sub>ミ</sub>仰付<sub>ミ</sub>候コト。

一、出石御領分中、往還之者たりといふ共、似せ札つかい候ハバ、其者召連、注進可レ申候。吟味之上、当分札場よりほうびとして白銀弐枚可レ出<sub>ミ</sub>之。其外、札遣ニ付まぎらわしき者有レ之候ハバ、見届ケ、聞届ケ次第、早速可<sub>ミ</sub>申<sub>ミ</sub>出<sub>ミ</sub>之。かくし置、後日ニ外より顕ニおるてハ、其料本人同然たるべき事。  
附ニ、御札鼠喰、其外損し候而、不<sub>ミ</sub>遣用<sub>ミ</sub>札歩錢

一、壹分札壹枚ニ付 錢三文

一、三分札同 壱分

一、五分札同 弐分

一、壱匁札同

三分

一、拾匁札同

五分

右之通、組下村々江相触可レ被レ申候。以上。

正月

村上左兵衛

加治安之進

〔竹野町、富森一雄文書〕

〔文政五年、出石札通用停止に附歎願書、久美浜代官所領〕

「乍レ恐書付ヲ以奉ニ願上候

一、出石御札御銀札之分、当御支配所村々年久敷通用仕来り候処、御支配所之分銀札通用相止候様被<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>候段、出石表より御掛合御座候趣被<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>仰渡<sup>一</sup>、甚以差支、難渋之段、再応奉<sup>ニ</sup>申上<sup>一</sup>候へ共、達而被<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>仰附<sup>一</sup>候ニ付、無<sup>レ</sup>拠御請奉<sup>ニ</sup>申上<sup>一</sup>候。然ル上ハ、以来左之通被<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>度奉<sup>レ</sup>存候事。

一、出石御城下江当御支配所之者共商ひニ罷越候節、金銀錢之内ニ而相渡候様可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>、并、同御領分銀札ハ一切取扱不<sup>レ</sup>申候様可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰附<sup>一</sup>、都而御領分中江右同様可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰附<sup>一</sup>候事。

一、貸借銀、都而取引之義、右同様金銀錢ニ而相渡候様可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰附<sup>一</sup>候事。

一、出石御領分之者、当御支配所江參り、諸品買取候節、右同様金銀錢之内ニ而相払候様可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰附<sup>一</sup>候事。

一、当御支配所之者共、出石御城下并御領分中江、掛売商ひ仕候節モ、同様金銀錢之内ニ而相払、銀札ならでは難<sub>ニ</sub>相渡<sub>ニ</sub>、杯申聞候儀無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候事。

一、丹但両国郡中、當時有札之分、来ル閏正月十五日限り、村々取集被<sub>ニ</sub>成候間、三歩入ニ而正銀ニ御引替可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>遣<sub>ニ</sub>候事。

右之通出石御役場江御掛合被<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>候様奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>候。以上。

文政五（一八二二）午年正月

両国惣代 連印

平岡彦兵衛様御役所（久美浜代官所）

〔知見、谷垣久仁一文書〕

#### 分銅改めの実施

江戸幕府が設けた座の一つに分銅座があつた。分銅とは秤で物の目方をはかる標準とするおもりのことであるが、鉄や真鍮などを楕円形、四角形、六角形の台形に作ったものであつた。分銅座（分銅御役所）は分銅を統一する目的で、その製作、領布、検査を掌つた所であり、彌金家後藤家の世襲で、寛文五年（一六六五）創設され、明治九年に廃止されている。

当地方に残る分銅改めの資料として、文化五年（一八〇八）の分銅員数帳を紹介しておく。この他に文政五年の分銅員数帳もある。

分銅検査が非常に厳格に行われていることがよく分り、又、概ね庄屋役の者が分銅の持主となっていて、

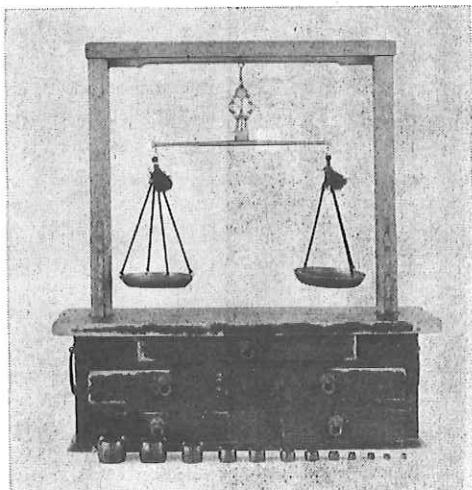


写真159 天秤と分銅（西垣隆之蔵）

幕府が経済統制に非常に力を注いでおり、計量の規格、基準の統一確保が重視されていたことを示している。

「諸秤の儀、古来より守隨彦太郎役人相廻し改め候處、近年は私事の様に心得候哉、諸秤數両所持いたし候ものも、秤少々出し見せ、宜しからざる秤は隠し置、或は所持致さざる旨を申し、改を受けざるものもこれ有る様に相聞き候。前以て相触れ候通、守隨方より役人相廻し改め候節、諸秤隠し置かず、残らず出し、改め請け候様致すべく候。尤も、紛らわしき秤は取り上げ候筈に候。此旨、急度相守るべきもの也。右の通、東海道、東山道、北陸道、并、丹波、丹後、但馬、都合三十三カ国、御料は御代官、私領は地頭より相触れらるべく候。（中略）諸秤、新古に限らず、守隨方の外にて売買致すまじく、□に平衡井に錘、緒など取替申すまじく候。もし諸秤隠し置き改め受けず、みだりに売買いたし、或は手前にて衡、錘、緒など取替候ものこれ有り候はば、急度とがめ申し付くべく候。（下略）」

（伊福村庄屋市良右衛門、御用書留帳、天保七年、（一八三六）五月一日、生野御役所よりの御触書、より）

「分銅員数帳」

〔鶴岡、赤木重通文書〕

但馬国氣多郡 拾四ヶ村組

同國 養父郡 二ヶ村

一、三百目下壱面 内五分より壱分迄十不足

氣多郡上郷村持主 浅右衛門

一、同 壱面 内五分より壱分迄五ツ不足

同村 持主 八左衛門

一、三百下 壱面 内四分より壱分迄四ツ不足

同郡藤井村持主庄屋 市郎左衛門

一、三百下 壱面

同郡久斗村持主庄屋 太郎右衛門

一、三百目下壱面 内壱匁より壱分迄六ツ不足

同郡久田谷村持主庄屋 儀平

一、百目下 壱面 内弐分壱分二ツ不足

同村 持主 平右衛門

一、弐百目下壱面 内五分より壱分迄五ツ不足

同郡篠垣村持主庄屋 惣左衛門

一、三百目下壱面 内壱匁より壱分迄六ツ不足

同郡佐山村持主庄屋	三郎右衛門
一、弐百目下壱面	内五分より壱分迄五ツ不足
同郡知見村持主庄屋	与左衛門
一、三百下壱面	同村持主 八郎右衛門
一、三百目下壱面	同村持主 与三右衛門
一、三百目下壱面	内五分より壱分迄五ツ不足
同村持主	常七
一、三百目下壱面	内三分より壱分迄三ツ不足
同村持主	新左衛門
一、三百目下壱面	内五分より壱分迄五ツ不足
同郡森山村持主庄屋	勘右衛門
一、三百目下壱面 内壱匁より壱分迄六ツ不足	五郎兵衛
同郡栗山村持主庄屋	浅右衛門
一、弐百目下壱面 内四匁より壱分迄九ツ不足	同村持主
一、三百目下壱面 同村持主	太左衛門
一、弐百目下壱面 内四匁より壱分迄九ツ不足	

同郡野村持主庄屋 利八郎

一、三百目下壱面 内五分より壱分迄五ツ不足

同郡庄境村持主庄屋 久右衛門

一、貳百目下壱面 内五分より壱分迄五ツ不足

同村持主 久右衛門

一、三百目下壱面

但し、貳百目壱ツ不足、百目壱ツ余慶、内壱匁よけいより五ツ迄六ツ不足

同郡稻葉村持主庄屋 清太夫

一、貳百目下壱面 内五分より壱分迄五ツ不足

同郡三原村持主庄屋 三郎兵衛

一、貳百目下壱面 内五分より壱分迄五ツ不足

同郡高瀬村持主庄屋 庄左衛門

一、三百目下壱面 内壱匁壱ツ不足

同郡宮内村持主庄屋 与兵衛

廿四面

右之通村々相糺候処此外ニ分銅所持之者一切無御座候

以上

文化五（一八〇八）辰年十二月

但馬国氣多郡養父郡 惣代

久田谷村庄屋 儀平

上郷村庄屋 弥左衛門

分銅御役所

〔土居、溝尻幸三文書〕

」

**幕末の財政金融事情の悪化** 江戸後期、特に文政年間以降になると、近時仙石騒動の研究や、出石藩対豊岡藩の魚介類不買合戦一件(文政五六年、一八二二~二三)、豊岡藩の利銀支払停止一件(文政五年、一八二二)、豊岡銀札引替停止町方変義一件(文政八年、一八二五)の研究など、出石藩豊岡藩の藩財政を舞台にした政治経済社会の動きについての詳細濃密な歴史的解明がなされつつあり、それ以前の時代に比較して、格段に豊富な社会経済史的知識に恵まれることとなつた。

それによれば、この時期における出石藩や豊岡藩の藩財政が悪化し、甚しく窮乏してゆくこと、そして産物会所の設立をはじめとする殖産興業政策を内容とする藩政の展開が強化されたことが知られる。

出石藩が産物会所を設立したのは文政二年(一八一九)であるという。そして文政五年(一八二二)には産物会所仕法が出た。これは当時の出石藩の借金が五万両という莫大な金額に達したため、仙石左京が考えた重商主義政策の一環で、生糸の仲買人を統制し、産物会所が生糸の独占的集荷問屋となるという間接的な生糸専売制度を採用すると共に、生糸を集荷するに必要な流通紙幣の不足を解消し、仲買人や生糸生産

農家の資金需要に応じるため、産物札とよばれる切手札を産物会所から発行した。

また、豊岡藩が産物会所を設立したのは文政六年（一八二三）のことである。これは柳行李の生産者に対して生産資金を与えることが大きな役割であり、それと共に原料を支給したり、製品を各地に売りさばくための販路拡張に取組むなど、問屋的機能を発揮したのである。

そしてこれらの財政経済政策にもかかわらず、幕末維新にかけての財政金融事情は悪化の一途を辿り社会不安は次第に高まってゆくことになるのであつた。

幕末に至るに従い、但馬における天領が増加したことはすでにのべた通りであるが、経済的にも、いよいよ大阪との結びつきが強まり、大阪表における掛屋（金融機関、納税取扱業者）の機能は増大した。そして代官所所在地における掛屋との取引も増大し、複雑な通貨制度のパイプ役を果たしたのである。

次に嘉永四年（一八五二）に大阪表御上納金銀につき取極められた生野代官所領村々の掛屋取引の規定書の読み下し全文をかかげておく。

御上納金銀御掛座規定書

〔御上納金銀御掛座規定書〕

一、御上納金、村方より相納め候節は、仮相場相立て預り置き、皆済の節差引致すべき事。

一、渡し切り金の相場の儀は、其の村方の勝手を以て相頼み候得ば、時の相場見込を以て取り切りに致し候事。

一、御上納銀の内、金子にて相渡し候分、金相場の儀は、大阪表御掛座定次郎方、勘定表三分の一は銀代金納相場、三分の二は銀納の分両替相場の平均を以て、勘定致すべし。もつとも、皆済相成らず共、毎年月中、日限の義は前以て掛屋より沙汰に及び、郡中惣代兩人立会い申すべし。具御差立銀は、時に寄り、皆銀等の節は、談合取計い候事。

但し、郡中惣代立会人諸入用の儀は、郡中にて相弁じ申すべき事。

一、御差立銀、村方遅納は、前年分一度に二ヵ年と、三ヵ年と、御銀入受、大阪御金蔵納に相成候分は、其の登りの平均を以て、勘定致すべき事。

一、返納金の儀は、相場に拘らず、金にて請取申すべき事。

但し、返納銀の儀は、御上納高に相籠り候に付、別段にはこれなき事。

一、御修覆御銀番給、御藏番給、御金蔵納入用、其外共、正銀にて上納の義に付、金相場其の時々相立ち難く、前同様平均相場にて相立申すべき事。

但し、金にて上納の節は、地相場を以て取立申すべき事。

一、御上納銀は、一村残らず正銀を以て相納め候共、其の村々勝手に付、金相場にかかわり申すまじき事。

一、小玉打銀は、皆済の上、大阪相場平均を以て、過不足差引致すべき事。

一、大阪表欠銀の義は、掛屋相弁じ申すべき事。

一、宰領給、銅使、兼合には、一人分四十匁、態使（わざわざ使を出す）の節は、其の時々相対渡しの分、附け出し申すべき事。

但し、宰領差立に付、諸入用相掛り候分は毎年勘定の節、正路に附出し、郡中立会人請の上納入用に組み入るべき事。

一、気多郡、出石郡並に養父郡、朝来郡の内にも、御上納銀一貫目につき、納入用銀小玉、打封料共銀十二匁宛にて請負に仕来候村方もこれ有り候につき、其の村々応対に任せ候事。

一、御上納金銀大阪表へ御差立の節、為替銀に相成候分は、是迄正銀差立の積りを以て、道中人馬、並に箱篋など納入用銀に組み入れ候得ども、今般相改め、右諸入用積り相除き、大阪表にて為替打銀など相掛り候分、付け出し申すべき事。

前書の通、双方熟談の上、規定取極候上は、相互に実意を以て異論これなき様に取計い申すべく候。之に依り後年のため、連印取替せし規定書、件の如し。

嘉永四（一八五二）寅年六月

但州朝来郡村々惣代

岩屋谷村 庄屋 立平

新井村 庄屋 幾左衛門

石田村 庄屋 覚右衛門

氣多郡、養父郡、新料村々惣代

三谷村 庄屋 利左衛門代兼

多田屋村 庄屋 弥一右衛門

生野銀山廻、口銀谷町

掛屋 太右衛門

同 詩九郎

扱人 猪野町 山師 作兵衛

同断 但州和田山村庄屋十太夫

〔鶴岡、河本洋一文書〕